

芦屋市条例第16号

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーション（市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第2項の実施計画で定めた場所をいう。<u>以下同じ。</u>）に排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> <p>（事業者等による一般廃棄物の処理）</p> <p>第9条 （略）</p> <p><u>（指定ごみ袋の使用）</u></p> <p><u>第9条の2 市民その他土地又は建物の占有者は、一般廃棄物のうち規則で定めるものをごみステーション又は第8条に規定する廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。ただし、特別の理由があると市</u></p>	<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーション（市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第2項の実施計画で定めた場所をいう。<u>第7条の2において同じ。</u>）に排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> <p>（事業者等による一般廃棄物の処理）</p> <p>第9条 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定ごみ袋の製造、販売その他必要な事項に関することは、規則で定める。</u></p> <p><u>3 市長は、第7条第1項の規定にかかわらず、第1項の規定に違反して排出された一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない範囲内において収集しないことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。